

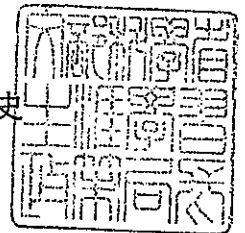
25文科高第9号  
平成25年4月1日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各国公立大学長  
各公立大学法人の長  
公立大学を設置する各地方公共団体の長  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長  
放送大学学園理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
構造改革特別区域第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長  
各国公私立高等専門学校長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各大学共同利用機関法人の長  
公立学校共済組合理事長  
各日本人学校運営委員会委員長  
各私立在外教育施設を設置する学校法人の長

殿

文部科学省生涯学習政策局長

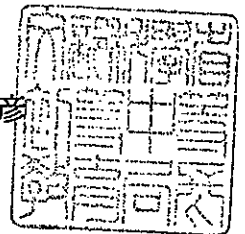
合田 隆史



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長

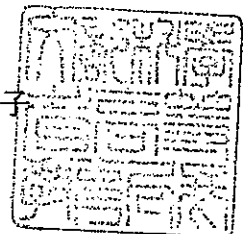
布村 幸彦



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長

板東 久美子



(印影印刷)

## 教育資金の一括贈与に係る非課税措置の創設について（通知）

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

このたび、所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）が公布・施行（施行期日：平成25年4月1日）され、平成25年4月から、「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が創設されることとなりましたので、お知らせします（別紙参照）。

本制度は、祖父母等から子・孫名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出した場合に、この資金について、子・孫ごとに1,500万円まで（※1）を非課税とするものです。本制度においては、教育資金の用途を、金融機関が、学校等からの領収書等によりチェックすることとされています。なお、本制度の概要及びQ&Aは、文部科学省ホームページ（※2）に掲載しておりますので、御参照ください

※1 学校等以外の者に支払われるものについては500万円が限度となります。

※2 <http://www.mext.go.jp/>

都道府県教育委員会及び都道府県知事等においては、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）、所管又は所轄の学校その他の教育機関等関係機関に対してこのことを周知していただくようお願いいたします。

（担当）

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課  
法規係 保立、澤浦、筒井  
電話 03-5253-4111（内線 3050）

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

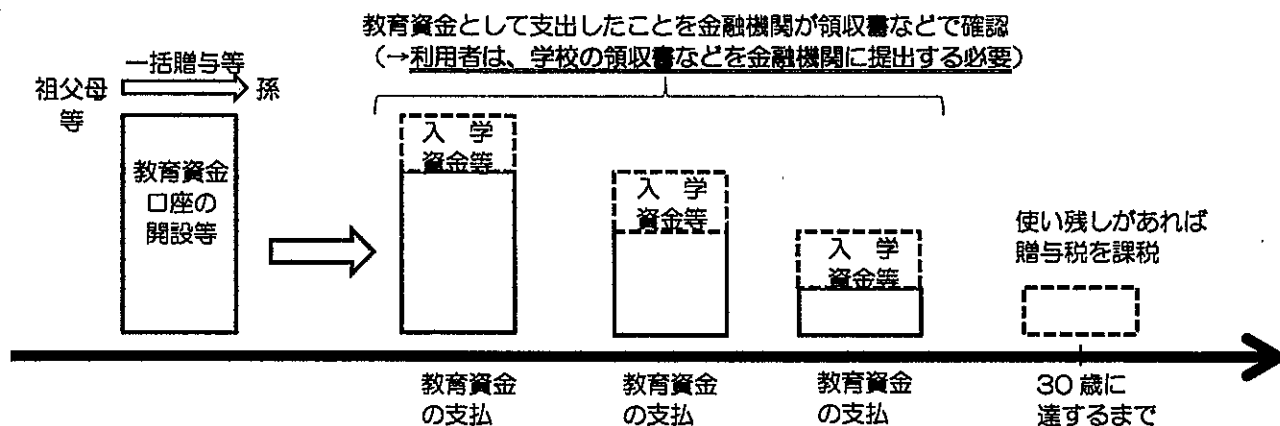
## 1. 背景

現行制度では、扶養義務者間（親子間等）で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税である。しかし、教育については将来にわたり多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。

高齢者世代の保有する資産の若い世代への移転を促進することにより、子どもの教育資金の早期確保を進め、多様で層の厚い人材育成に資するとともに、教育費の確保に苦心する子育て世代を支援し、経済活性化に寄与することを期待するものである。

## 2. 制度の概要

- ・ 祖父母（贈与者）は、子・孫（受贈者）名義の金融機関の口座等に、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円（※）までを非課税とする。  
※学校等以外の者に支払われるものについては500万円を限度とする。
- ・ 教育資金の用途は、金融機関が領収書等をチェックし、書類を保管。
- ・ 孫等が30歳に達する日に口座等は終了。
- ・ 平成25年4月1日から平成27年12月31日までの3年間の措置。



## 3. 教育資金とは

## (1) 学校等に対して直接支払われる次のような金銭

- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
- ② 学用品費、修学旅行費、学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など

## &lt;「学校等」とは&gt;

- ・ 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校
- ・ 外国の教育施設  
  - 〔外国にあるもの〕 その国の学校教育制度に位置づけられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
  - 〔国内にあるもの〕 インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学
- ・ 認定こども園又は保育所 など

## (2) 学校等以外に対して直接支払われる次のような金銭で社会通念上相当と認められるもの

- <イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの>
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など

- ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
- ⑤ ③の役務提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- <□ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの>
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの